

監 査 報 告 書

平成19年 6月15日

国立大学法人 長岡技術科学大学
学 長 小 島 陽 殿

国立大学法人 長岡技術科学大学

監事 増 子 昇 ㊞

監事 丸 山 克 巳 ㊞

国立大学法人法第11条第4項及び第35条（独立行政法人通則法第38条第2項を準用）の規定に基づき、国立大学法人長岡技術科学大学の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第3期事業年度の業務及び会計について監査を行いました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、必要に応じて役員会及び経営協議会に出席するほか、理事等から業務及び中期計画の進捗状況、年度計画の実施状況の報告を受け、重要な決裁書類を閲覧し、大学における業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査については、関係書類の閲覧及び関係者から説明を受けるとともに、会計監査人から監査の方法とその結果について報告を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書の正確性について検討を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 業務の運営は、法令等に従って適法に行われていると認めます。
- (2) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類及び国立大学法人等業務実施コスト計算書は、法令及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し、国立大学法人会計基準の規定に従って作成され、法人の財政及び運営状況を正しく示しており、附属明細書は適切に補足説明していると認めます。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 会計監査人であるみずほ監査法人の監査の手法及び結果は相当であると認めます。

以 上